インフルエンザの予防接種について(65歳以上)

1 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザにかかった方の咳やくしゃみで、ウイルスが空気中に 広がり、それを吸い込むことによって感染します。高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠 感などの症状と普通のかぜと同じように、のどの痛み、鼻水、咳などの症状もみられます。 普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。高齢の方や免疫力の低下している方では、 肺炎を伴うなど重症になることがあります。

2 インフルエンザワクチンについて

インフルエンザワクチンは、インフルエンザの感染を完全に阻止する効果はありませんが、 インフルエンザの発症や、発症後の重症化を予防することに関しては、一定の効果があると されています。

インフルエンザワクチンは、世界保健機関(WHO)が推奨したウイルス株を参考にして、 前シーズンの流行状況などからその年の流行の中心となるウイルスを予測して、毎年作られ ています。

日本では、インフルエンザは例年12月~3月頃に流行し、例年1月~2月に流行のピーク を迎えます。ワクチン接種による効果が出るまでに2週間程度を要することから、毎年12月 中旬までにワクチン接種を終えることが望ましいとされています。

3 インフルエンザ予防接種後の副反応について

比較的多くみられる副反応には、接種した局所の赤み、はれ、痛みなどがあげられます。 全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気、だるさなどがみられることもありますが、通常 2~3日でなくなります。

また、まれではありますが、ショック、発疹、じんましん、体がかゆい、呼吸困難などの 症状がみられることもあります。これらの症状は、ワクチンに対するアレルギー反応で接種 後、比較的すぐにおこることがあるため、接種後 30 分間は接種した医療機関内で安静にして ください。また、帰宅後異常が認められた場合には、速やかに医師(医療機関)に連絡して ください。

4 予防接種を受ける前に

ワクチン接種は体調のよいときに受けるのが基本ですので、特に基礎疾患のある方は、病 状が悪化していたり、全身が衰弱している場合は避けた方がよいと考えられます。気にかか ることや分からないことがあれば、あらかじめかかりつけの医師に相談してください。 十分に納得できない場合は、接種を控えてください。

5 予診票の記入について

- (1) 予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。
- (2) 必ず、ボールペンで記入してください。
- (3) 予診票は、本人が書くことが原則です。代筆をお願いする場合は、接種を受ける方の状況 がよくわかる方で、①家族又は親戚②身の回りの世話をしている方(介護者等)が代筆でき ます。

裏面もご覧ください

6 予防接種を受けることのできない方

- (1) 接種当日、明らかに発熱している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっている方
- (3) インフルエンザワクチンの成分によってアナフィラキシーをおこしたことがある方
- (4) その他、医師が接種不適当な状態と判断した場合
 - ※「アナフィラキシー」というのは、通常接種後 30 分以内におこるひどいアレルギー反応の ことです。汗がたくさん出る、顔が急にはれる、全身のじんましん、はきけ、吐く、声が 出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、はげしい全身反応のこと です。

7 予防接種前に担当医師とよく相談をしなくてはならない方

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患のある方
- (2) 過去にけいれんをおこしたことのある方
- (3) 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (4) 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患のある方
- (5) インフルエンザワクチンの成分または、鶏卵・鶏肉・その他鶏由来のものに対してアレル ギーがある方
- (6) インフルエンザ以外の予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等 のアレルギーを疑う症状がでたことがある方
- (7) その他、体調のことで心配のある方

8 接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 接種を受けた後 30 分程度は、急な副反応がおこることがありますので、医療機関内で様子をみられるか、医師(医療機関)とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- (2) お風呂は入ってもかまいませんが、注射した部位を強くこすらないで、短時間の入浴にしてください。
- (3) 接種当日は、いつも通りの生活をしてかまいませんが、安静にすごすように心がけ、はげしい運動や大量の飲酒はさけましょう。
- (4) 接種を受けた後に、接種したところの異常反応や体調に変化があった場合は、速やかに医 師(医療機関)の診察を受けてください。

〇予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく予防接種の副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健 康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

その健康被害が予防接種によるものかの因果関係を、各分野の専門家が国の審査会にて審議し、 予防接種によるものと認定された場合に、給付を受けることができます。

◎不明なところや心配なことなど、下記の問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】 鹿屋市健康増進課(保健相談センター) 電話 0994-41-2110